

## 飛騨市ふるさと種蔵村のおきて十二カ条

(名称)

第1条 この村の名称は、飛騨市ふるさと種蔵村（以下「種蔵村」という。）とします。

(目的)

第2条 全国に広がる種蔵ファンを組織化し、集落内での草刈りや石垣修繕、棚田での米の生産等、集落環境の保全活動に協力をいただくほか、交流を図りながら貴重な原風景を後世に引き継ぐことを目的とします。

(村民)

第3条 このおきてにおいて「村民」とは、ふるさと種蔵村の目的に賛同し、このおきてを承諾し、入村手続きを完了した方をいいます。

(村長等)

第4条 種蔵村に村長及び副村長を置くこととします。

2 種蔵村に名誉村民をおくことができることとします。

(村役場組織)

第5条 種蔵村に種蔵村役場を置き、種蔵村の事務は、種蔵村役場支所（宮川振興事務所）で行います。

(入村手続き)

第6条 種蔵村に入村を希望する方（以下「入村希望者」という。）は種蔵村役場へ入村申込書「飛騨市ふるさと種蔵村住民票登録申込書」を提出いただきます。

2 入村希望者は、入村の申し込みに当たり、次に掲げる事項に同意していただきます。

(1) 村民の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報を名簿に登録すること。

(2) 種蔵村の運営上必要な場合に限り、種蔵村役場が(1)の村民情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入村を承認しないことがあります。

(1) 入村申し込みにあたり、虚偽の内容があった場合

(2) 入村を承認しない正当な事由がある場合

- (3) 入村希望者が、暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動及び政治活動、若しくは違法な販売活動を行うものである場合
- 4 第1項の入村申し込みを受理したときは、速やかに審査を行い、申し込みを適正と認める場合は、当該入村希望者に対して、住民票を交付します。
- 5 前項に規定する住民票は、住民基本台帳法に規定するものではなく、仮想のものであります。
- 6 住民票は、他人への転売、貸与または譲渡をしてはなりません。

(村民の三大義務)

第7条 村民は、第2条の目的を達成するため、次の義務に協力願います。

(1) 労働の義務 村民は個人のできる範囲内で、村内のボランティア活動等に参加願います。

(2) 納税の義務

ア 村民は現金による納税は必要ありませんが、ボランティア活動等の労力により納税願います。

イ ふるさと納税若しくは環境整備協力金等による支援に協力願います。

(3) 広報の義務 村民は個人の交際の範囲内で、種蔵村の魅力を発信願います。

(禁止行為)

第8条 村民は、種蔵村が提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはけません。

(1) 他の村民、第三者若しくは種蔵村の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の村民、第三者若しくは種蔵村を誹謗中傷する行為又は種蔵村の運営を妨げる行為

(3) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他の村民若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 種蔵村役場の承諾なく村民の情報若しくは種蔵村が発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又はその恐れのある行為

(村民の届出義務)

第9条 村民は、村民の個人情報その他入村申込書の記載内容に変更が生じた場合

又は村民でなくなる場合は、種蔵村役場へ速やかに届け出ることとします。

(村民資格の喪失)

第10条 村民が、種蔵村役場へ退村届を提出したときは、当該村民は村民資格を喪失します。

2 種蔵村役場は、村民が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったと認めるときは、当該村民の村民資格を取り消すことができることとします。

(1) 第8条各号に掲げる行為を行ったとき。

(2) 入村申込書に虚偽の記載があったとき。

(3) 村民の登録住所、電話番号、メールアドレス等への種蔵村役場からの連絡に対し、応答を拒否する場合又は既に使用されていない等の理由により、連絡を取ることが不可能な場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、種蔵村役場が村民として不相当であると判断したとき。

(損害賠償)

第11条 種蔵村役場及び同支所は、種蔵村の運営に関して生じた村民の損害、村民同士又は村民と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(おきての変更)

第12条 種蔵村役場は、種蔵村の運営上必要が生じ、おきてを変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、村民に対して変更内容を周知することとします。

附 則

このおきては、平成30年6月30日から施行します。